

新潟市拉致問題等啓発推進会議の設置について

1 趣旨

令和 4 年 1 2 月議会において、議員提案により、「新潟市拉致問題等啓発推進条例」が提案・可決され、1 2 月 2 8 日に公布・施行された。

拉致問題は、全庁で取り組む必要があり、同条例中第 2 条第 2 項では、「市は、前項に規定する啓発を効果的に進めるため、推進体制の充実に努めるものとする。」とされていることから、庁内における啓発推進体制の強化が求められる。

これに対応するため、全庁を対象とした推進会議を設置し、本市における拉致問題等の啓発事業を推進するものとする。

2 委員構成

- ・議長 : 市長
- ・副議長 : 担当副市長、教育長
- ・事務局長 : 危機管理防災局長
- ・委員 : 部区長以上の職員
- ・事務局 : 防災課

3 会議概要

- ・開催頻度は年 1 回を基本とし、その他必要に応じて随時開催
- ・会議内容
 - ① 前年度事業報告
 - ② 当年度事業計画
 - ③ その他

4 設置時期

- ・「新潟市拉致問題等啓発推進会議設置要綱」は、令和 5 年 1 月 2 5 日から施行する。